

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対する意見書

去る11月7日、読谷村楚辺で早朝ウォーキング中のひき逃げ死亡事件が発生した。容疑者と思われる米軍兵士の身柄は米軍側にあり、2度県警の任意の事情聴取に応じたが、それ以降は拒否し「人をひいた認識はない」と容疑を否認している。米軍兵士の車両に付着していた毛髪及び血痕が鑑定の結果、被害者のものと一致していることから、米軍トリイ基地所属の米軍兵士が容疑者として濃厚である。

今回の米軍人車両によるひき逃げ死亡事件は、本町において去る9月26日に住居侵入事件、10月29日には強盗致傷事件があった中で起きた事件であり、米軍兵士の行動から本町でも事件が発生することも考えられ、決して座視できるものではない。

米軍人等の事件や事故に対して立件をする場合は、日米地位協定の合意事項が盾となり、早期の事件解決への障害となっている。

本町議会は、事あるごとに米軍人等の事件や事故等に対し、米軍当局や関係機関に厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、抜本的な解決に至っておらず極めて遺憾であり、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会では、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事件の全容解明と米軍人容疑者の日本側への身柄引き渡しを直ちに行うこと。
- 2 被害者家族に速やかに謝罪し、被害者への完全補償を速やかに行うこと
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 4 米軍人・軍属の綱紀粛正、再発防止策を徹底し実効性のある再発防止策を早期に公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長 沖縄県知事